

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）補助金
補助事業等の目標	子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合における利用料相当額を補助し、もって利用者の経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市育児ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 23 年諏訪市告示第 38 号）の規定に基づき、依頼を受けて育児の援助を行う提供会員又は当該提供会員に対して援助に係る利用料を支払った依頼会員。ただし、当該援助は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等による依頼に係るものに限る。
補助対象経費	子どもの預かりの援助に係る利用料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、1 時間当たり 800 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	交付申請書、実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 2 年 3 月 2 日
補助事業等の終了時期	子ども・子育て支援交付金交付要綱における新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算措置が終了するまで 【終期が 3 年を超える場合の理由】 国が全額を補助する事業であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	当該援助の利用時間及び利用内容を記載した諏訪市育児ファミリー・サポート・センターの記録書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 こども課 子育て支援係

令和 2 年 3 月 31 日 制定（令和 2 年 3 月 31 日 施行、令和 2 年 3 月 2 日 適用）